

# パルクール公認審判員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）パルクール公認審判員（以下、「パルクール審判員」という）に関する事項について定める。

(任務)

第2条 パルクール審判員は、パルクール競技（スピード、フルスタイル）の正確な採点業務を行うことで、公正な競技会運営を支える。また、パルクール審判員の社会的地位の向上に努める。

(認定の権限)

第3条 パルクール審判員の認定および継続の審査に関わる業務は、本会パルクール委員会（以下、「パルクール委員会」という）が行い、会長がこれを認定する。

(認定の基準)

第4条 パルクール審判員は、次のいずれかの基準により本会が認める。

(1) パルクール委員会が企画するパルクール審判員の審査を行う認定講習会（以下、「認定講習会」という）を受講し、認定試験（筆記・実技）に合格し、パルクール審判員としての登録を行った者。

(2) パルクール審判員相当の能力がパルクール委員会に認められ、その承認をもってパルクール審判員としての登録を行った者。

(受験資格)

第5条 パルクール審判員の受験資格は受講年度の4月1日現在20歳以上で次のいずれかの条件を有する者とする。ただし、本会倫理規程の定める違反行為によって本会、または本会以外の組織による処分が適用されている期間は受験資格を失うものとする。

(1) パルクール競技の経験を有する者。

(2) パルクールの指導歴があり、パルクール委員会が承認した者。

(3) 体操競技の登録者（選手、指導者、審判員）、またはその登録者だった者。

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

(1) 認定講習会は原則として毎年1回以上、本会が開催し、パルクール委員会が企画、運営する。

(2) 認定講習会の講習内容・時間は細則として別に定める。

(3) 講師は、パルクール委員会が選定し、承認を得た者が行う。

(資格の有効期間)

第7条 資格の有効期間は次のとおりとする。

(1) 新規にパルクール審判員として認定された日が属する年度、またはその翌年度にパルクール審判員資格登録料を支払った場合、支払い完了日から支払った年度最終日の3月

31日までの期間内有効とする。

(2) パルクール審判員として継続更新する場合、新年度の登録が開始され、当該年度のパークール審判員資格登録料支払い完了日から新年度最終日の3月31日までの期間内有効とする。

(3) 有効期間内に、第9条に示された資格停止となっても資格の有効期間は変わらないものとする。

(4) 有効期間内に、第9条に示された資格失効となった場合、その時点で有効期間完了となる。なお、支払われた有効期間内の資格登録料の返金は行わない。

(資格の継続)

第8条 資格の継続については、次のとおりとする。

(1) 継続を希望する者は、所定の申請手続により、継続申請をしなければならない。

(2) 継続申請をする者は、次の条件を満足していなければならない。

(a) 原則として、パークール審判員資格の有効年度内に、地域もしくはそれ以上の公式競技会において、審判員として少なくとも1回の実務の経験、または競技役員として活動すること。

(b) 原則として、本会または本会が委託した加盟団体による研修会に参加すること。

(c) 有効期間内におけるパークール競技規則の変更部分について精通すること。

(資格の保留・停止・失効)

第9条 資格の保留、停止または失効の条件は、次のとおりとする。

(1) 資格の継続を希望する者が、第8条に示す条件を満たしていない場合、もしくは継続申請を怠った場合は、当該年度を保留とする。ただし、翌年度の申請期間中に継続申請の条件を満たし、継続申請をし、保留となった年度を含めた2か年度分の登録料を支払った場合には、保留期間を含めて資格を認めることとする。

(2) 前項の条件を満足しない場合には、失効とする。但し、特別の事情による場合は考慮することがある。

(3) その他、本会またはパークール委員会がパークール審判員として不適当と認めたときは、その資格を停止または失効にすることがある。

(認定・継続の申請手続)

第10条 認定および継続の申請は、次の要領で行うものとする。

(1) 本会 Web 登録システムを利用し、資格の申請とパークール審判員資格登録料の支払いを行う。

(2) 当該年度のパークール審判員として認定されるためには、当該年度の登録が開始されてから速やかにパークール審判員資格登録料の支払いを完了しなければならない。

(3) 本会が主催する競技会や事業に審判員として参加する場合、その参加申込期限前に継続申請手続きを完了しなければならない。

(申請料など)

第 11 条 パルクール審判員資格の申請に要する料金は、別表のとおりとする。

付則

- (1) この規程に定めのない事項は、パークール委員会で細則として別に定める。
- (2) この規程の改廃は、パークール委員会の審議を経て、理事会の議決によって行う。

令和 6 年 12 月 7 日 制定

令和 7 年 4 月 1 日 施行

別表 パルクール審判員資格登録料

申請に関する料金は、次のとおりとする。

種 類	料 金
パークール審判員 資格登録料	2,500 円